

保育所、認定こども園、学童保育クラブの来年度の申請状況について

特定教育・保育施設入所児童数

施設別	R5 定員	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
		4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月見込み
向粟崎保育所	160	127	141	111	125	111	133	114	132	118
北部保育所	50	25	27	21	22	16	22	16	18	11
幼保連携型認定こども園 千鳥台幼稚園	127	141	145	127	137	133	136	117	127	101
幼保連携型認定こども園 向陽台保育園	67	79	82	78	80	64	72	62	65	52
幼保連携型認定こども園 誠美幼稚園	85	102	116	94	97	83	87	62	67	53
保育所型認定こども園 鶴が丘こども園	126	112	124	117	129	118	128	113	129	111
幼保連携型認定こども園 大根布保育園	96	74	83	81	90	84	90	83	86	70
幼保連携型認定こども園 内灘はまなすこども園	186	136	145	131	143	131	143	130	144	133
幼保連携型認定こども園 白帆台保育園	165	155	165	159	169	155	166	159	164	156
町外		28	41	24	40	28	45	29	42	28
計	1,062	979	1,069	943	1,032	923	1,022	885	974	833

年齢別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月見込み
0歳児	35	93	24	87	28	92	25	93	20
1歳児	143	153	127	138	116	124	127	135	119
2歳児	159	172	172	185	143	159	140	152	145
3歳児	205	207	204	207	211	213	169	171	164
4歳児	204	207	209	211	209	212	211	212	172
5歳児	233	237	207	204	216	222	213	211	213
計	979	1,069	943	1,032	923	1,022	885	974	833

学童保育入会児童数

施設別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	4月	8月	4月	8月	4月	8月	4月	8月	4月見込み
向粟崎学童保育クラブ	77	58	65	66	71	66	70	73	75
清湖学童保育クラブ	72	59	54	54	59	46	47	47	42
鶴ヶ丘学童保育クラブ	52	40	54	52	38	39	46	49	54
大根布学童保育クラブ	83	66	81	83	62	65	71	71	70
白帆台学童保育クラブ	127	95	117	115	101	93	101	85	90
西荒屋学童保育クラブ	10	10	11	14	11	9	9	9	8
計	421	328	382	384	342	318	344	334	339

学年別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度
	4月	8月	4月	8月	4月	8月	4月	8月	4月見込み
1年生	168	146	145	146	131	122	155	146	126
2年生	127	95	127	131	111	104	98	92	119
3年生	99	71	72	71	78	73	66	65	59
4年生	21	14	33	32	14	13	20	24	29
5年生	3	1	5	4	7	6	2	3	5
6年生	3	1	0	0	1	0	3	4	1
計	421	328	382	384	342	318	344	334	339

認定こども園の定員変更について

○誠美幼稚園

認定区分	年齢	R5年度		R6年度		定員 増減
		定員	入所人数	定員(予定)	予定人数	
3号	0歳児	5	0	5	1	0
	1歳児	8	4	7	6	△ 1
	2歳児	11	9	7	5	△ 4
2号	3歳児	12	11	11	12	△ 1
	4歳児	17	16	13	13	△ 4
	5歳児	17	19	17	15	0
保育認定 計		70	59	60	52	△ 10
1号	3歳児	5	1	5	1	0
	4歳児	5	3	5	1	0
	5歳児	5	5	5	3	0
教育認定 計		15	9	15	5	0
計		85	68	75	57	△ 10

○大根布保育園

認定区分	年齢	R5年度		R6年度		定員 増減
		定員	入所人数	定員(予定)	予定人数	
3号	0歳児	10	7	10	1	0
	1歳児	16	15	14	14	△ 2
	2歳児	16	12	14	15	△ 2
2号	3歳児	16	10	14	11	△ 2
	4歳児	16	21	14	10	△ 2
	5歳児	16	17	14	17	△ 2
保育認定 計		90	82	80	68	△ 10
1号	3歳児	2	2	2	0	0
	4歳児	2	0	2	2	0
	5歳児	2	1	2	2	0
教育認定 計		6	3	6	4	0
計		96	85	86	72	△ 10

○内灘はまなすこども園

認定区分	年齢	R5年度		R6年度		定員 増減
		定員	入所人数	定員(予定)	予定人数	
3号	0歳児	25	5	20	2	△ 5
	1歳児	35	31	30	24	△ 5
	2歳児	35	18	30	30	△ 5
2号	3歳児	28	34	30	21	2
	4歳児	28	34	30	35	2
	5歳児	29	28	30	34	1
保育認定 計		180	150	170	146	△ 10
1号	3歳児	2	2	2	2	0
	4歳児	2	1	2	1	0
	5歳児	2	2	2	0	0
教育認定 計		6	5	6	3	0
計		186	155	176	149	△ 10

※入所(予定)人数は、各年4月1日の人数で、管外受託を含んだ人数。

ニーズ調査（回収率）

【未就学児】

※令和6年1月15日(月)配布・1月31日(水)迄に提出

	配布数	回答数	回収率	備考	
未就園児	99	75	59%	郵送にて送付	
入園児（管外）	28				
向粟崎保育所	94	95	88%	保育施設在籍の 長子の保護者宛 配布 1月15日 回収 1月31日	
北部保育所	14				
千鳥台幼稚舎	97	81	84%		
向陽台保育園	53	40	75%		
誠美幼稚園	56	43	77%		
鶴が丘こども園	92	76	83%		
大根布保育園	68	60	88%		
内灘はまなすこども園	103	92	89%		
白帆台保育園	127	110	87%		
合計	831	672	81%		参考：前回 65.7%

【就学後】

※令和6年1月22日(月)配布・1月31日(水)迄に提出

	配布数	回答数	回収率	備考
向粟崎小学校	165	150	91%	小学校1～4年生 の長子の保護者宛 配布 1月22日 回収 1月31日
清湖小学校	133	118	89%	
鶴ヶ丘小学校	111	94	85%	
大根布小学校	152	128	84%	
白帆台小学校	230	198	86%	
西荒屋小学校	33	29	88%	
合計	824	717	87%	

【スケジュール】

※集計結果は4月中旬頃完成見込み

	令和5年		令和6年	
	11月	12月	1月	～4月
調査票内容の検討				
調査票の配布				
調査票の回収				
調査結果入力・集計				

【子育て支援課】

こども家庭センターについて

1. 概要

令和4年6月に成立した改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）の規定により、こども家庭センターの設置が努力義務化された。町では、施行日と同日開所に向け、今年度内に保健センターの施設改修を行う。

既存の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で、一体的に全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ切れ目のない相談支援を行う。

2. 開所予定日

令和6年4月1日

3. 場所

内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1

内灘町保健センター2階

4. 主な業務

- ・児童福祉法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる業務
- ・母子保健法第22条第2項第1号から第4号までに掲げる業務
- ・児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整
- ・要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援
- ・ヤングケアラー支援、こどもの貧困対策、居場所づくり等

5. 開設経費

施設改修工事 4,500 千円

備品購入費 2,900 千円

【参考】

児童福祉法

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

母子保健法

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

- 2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、（中略）母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
 - 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
 - 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
 - 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
 - 四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、内閣府令で定める支援を行うこと。

内灘町こども家庭センター条例

(設置)

第一条 町内全ての子どもや妊産婦、子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行うことを目的とし、内灘町こども家庭センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第二条 センターの位置は、次のとおりとする。

位置 内灘町字鶴ヶ丘二丁目百六十一番地一

(事業)

第三条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども家庭支援全般に関すること。
- 二 支援の必要性のある児童や妊産婦、子育て世帯への支援に関すること。
- 三 支援プランの作成に関すること。
- 四 要保護児童対策地域協議会調整機関の業務に関すること。
- 五 その他町長が必要と認めること。

(職員)

第四条 センターに所長及び統括支援員、その他必要な職員を置く。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和6年4月より

『内灘町こども家庭センター』が開設されます。

子どもに関すること（妊娠・出産・子育て、虐待、ヤングケアラー等）の相談窓口です。お気軽にご相談ください。

赤ちゃんのお世話が
うまくできない・・・

イライラして
子どもにあたってしまう

初めての妊娠で
不安・・・
出産には何を
そろえたらいいの？



身近に助けしてくれる
人がいなく
子育てが辛い



※開設準備中

〒920-0271 内灘町字鶴ヶ丘 2-161-1（保健センター2階）

☎076-286-5622

✉kodomokateic@town.uchinada.lg.jp

開館日：平日 8時30分～17時15分

休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始